

平成 21 年 9 月 14 日

学習院女子中・高等科 保護者 殿

学習院女子中・高等科
科長 加川 紀代子

新型インフルエンザに関する対応について

秋の風が爽やかに感じられる季節となりました。保護者の皆様にはご清祥にてお過ごしのことと存じます。

さて、報道でもご存知のとおり、新型インフルエンザが流行し、学校での集団感染を最小限に抑えることが求められております。感染拡大を防止するために、下記の点についてご注意いただきたく、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 お子さまが新型インフルエンザを発症した場合（新型インフルエンザの疑いも含む）
 - ① 発熱した月日・受診した月日・症状・所属クラブ等の報告を主管へお願いいたします。
 - ② 医療機関等の指示に従い、治癒するまでは登院禁止といたします。
 - ③ 登院する場合は、医師からの『証明書』（女子部の手引き P32）を必ず持参させて下さい。
 - ④ 最初に保健室で許可を得た後、主管へ『証明書』を提出して下さい。

- 2 健康観察のお願い
 - ① 毎朝、検温・体調のチェックを行い、健康観察簿に記入して下さい。
□ 発熱（37.5℃以上） □ 咳 □ 咽頭痛 □ 鼻汁
 - ② 症状がでた場合（特に発熱 37.5℃以上）は、登院を見合わせ、病院を受診して下さい。

- 3 臨時休校について
 - ① 学級閉鎖は、クラスの 1 割（4 人）以上がインフルエンザ様疾患で欠席した場合に検討し、休校期間は 4 日間を目安に実施する予定です。
 - ② 学級閉鎖の解除は、学級閉鎖中の罹患者・有症状の人数等により決定いたします。
したがって、学級閉鎖中もインフルエンザに罹患した場合は、主管に電話でご連絡下さい。

- 4 ハイリスク者の保護について
ハイリスク者を保護するために、クラスに罹患者が発生した場合、学級閉鎖になるまでの期間は、保護者の判断で欠席することを認め、その間は特殊欠席扱いにします。その際、基礎疾患についての診断書および保護者からの申請を連絡簿に記入し提出して下さい。

- 5 ご家族が発症した場合
 - ① ご家族が発症した場合は、その旨連絡簿にご記入の上主管へご連絡下さい。
 - ② 健康観察を厳重に行った結果、本人の症状がない場合、登院してもかまいません。
 - ③ 学校において症状がでた場合は、直ちに早退していただきます。
(学校からの緊急連絡を確実に受けることができるようにご留意下さい。)

- 6 部活動について
 - ① 同一クラブに所属してる生徒が発症した場合は、状況によりその後の活動を判断いたします。本人の症状がない場合、登院してもかまいません。
 - ② 自分の飲み物は各自で準備し、他の方と共有しないようにご注意下さい。

- 7 感染予防について
 - ① 「うがい・手洗い」を頻繁に行い、「咳エチケット・マスク着用」を守りましょう。
 - ② 換気を積極的に行いましょう（少なくとも休み時間には必ず窓を開けましょう）。
 - ③ 必要のない外出はなるべく控えましょう。
 - ④ 普段から、十分な睡眠、バランスのよい食事等を心がけ、免疫力を高めるように努めましょう。